

弘道館・水戸城跡周辺地区 都市景観重点地区の指定及び屋外広告物特別規制地区の拡大(案)について

趣 旨

本地区は、弘道館や水戸城跡をはじめとする歴史的資源や水戸城跡の斜面緑地等の豊かな緑を守りながら、本市の玄関口として、にぎわいのある市街地を形成してきました。

本市では、本地区の歴史や豊かな自然などの地域特性を生かしながら、その魅力を高め、発信するため、大手門や二の丸角櫓等の旧水戸城建造物の復元や地区の歴史性に配慮した道路景観整備など、各種事業を推進しているところです。

今般、本市を代表する歴史・文化のまちとして、住民・事業者・行政による協働のもと、良好な景観を保全するとともに、地区の魅力をより高めるために、「第6次総合計画」や関連計画等との整合を図りながら、水戸市都市景観条例に基づく「都市景観重点地区」の指定と水戸市屋外広告物条例に基づく「屋外広告物特別規制地区」の拡大を行います。

1 都市景観重点地区の指定(案)について

(1) 区域(案) 図1をご覧ください。

(2) 地区都市景観計画(案)

ア 基本目標

『歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観』

イ 都市景観基準

本地区は、場所によって景観特性が異なりますので、地区を区分(図1)し、それぞれのゾーンごとに、都市景観基準を定めます。

【基準設定の考え方】

<ゾーンA>

- ・弘道館や水戸城跡をはじめとした歴史的資源と調和し、歴史が感じられる景観を形成する。
- ・水戸城跡の斜面緑地や弘道館公園をはじめとした豊かな緑と調和し、うるおいが感じられる景観を形成する。

<ゾーンB>

- ・風格あるまちなみを形成するとともに、にぎわいが感じられる景観を形成する。
- ・都市的なまちなみの中に緑の空間を確保し、うるおいが感じられる景観を形成する。
- ・歴史が感じられる空間や豊かな緑に配慮した景観を形成する。

基準の内容は説明会資料②をご覧ください。



図1 都市景観重点地区の区域(案)
(地区の区分)

都市景観重点地区とは

○制度の目的

都市景観重点地区とは、「水戸市都市景観条例」に基づき指定する地区であり、地区の特色を生かした優れた景観づくりを進めるために、地区の基本目標、方針及び基準を定め、建築するときなど、あらかじめの届出により、景観形成を誘導します。

【区域】

歴史的な雰囲気を残し、特色ある市街地景観を形成する地区など

【地区都市景観計画】

- ・基本目標：都市景観づくりの基本目標
- ・都市景観基準：建築物や工作物などの都市景観の整備のための基準
- ・公共施設整備方針：道路や公園などの公共施設の整備方針

屋外広告物特別規制地区とは

○制度の目的

屋外広告物特別規制地区とは、「水戸市屋外広告物条例」に基づき指定する地区であり、地区の特色を生かした景観づくりに支障となる屋外広告物を規制し、良好な景観を保全します。

【規制対象の屋外広告物】



2 屋外広告物特別規制地区の拡大(案)について



図2 屋外広告物特別規制地区の拡大区域(案)

規制対象の看板例



※ 左図「指定済み」の区域は、平成22年に既に屋外広告物特別規制地区に指定しています。

地区指定までのスケジュール

- 平成28年9月～平成30年2月
- 平成30年9月29日(本日)
- 平成30年10月4日予定
- 平成30年11～12月予定
- 平成31年1月予定
- 平成31年3月予定

- 意見交換会、勉強会、まちあるき
- 地元説明会
- 都市景観審議会
- パブリックコメント
- 都市景観審議会
- 都市景観重点地区の指定・屋外広告物特別規制地区の拡大

【担当課】

水戸市都市計画部都市計画課景観室
住所：〒310-8610 水戸市中央1-4-1
電話：029(232)9206
FAX：029(224)1117
Email：keikan@city.mito.lg.jp

